

幼児教育・保育の無償化 10月からスタート

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、10月から幼児教育・保育の無償化が実施されます。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの保育料が無料になります。

対象者は、市に住民登録があり、下記の表のいずれかに該当する方です。



施設・事業	保育料の無償化			申請先
	0～2歳児	満3歳児（※1）	3～5歳児	
新制度幼稚園	/		保育料無償	申請不要
認定こども園（1号）			保育料無償	
認定こども園（2・3号）	住民税非課税世帯のみ 保育料無償	保育料無償		
保育所	住民税非課税世帯のみ 保育料無償	保育料無償		
旧制度幼稚園 （就園奨励費対象施設）	/		上限額（25,700円/月）	こども福祉課
認可外保育施設（※2）			住民税非課税世帯のみ 上限額（42,000円/月）	

※1 満3歳児とは、年度途中で誕生日を迎えて3歳になった児童のことです。

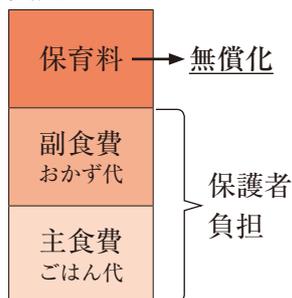
※2 無償化の対象は、保育が必要な子どもに限ります。

保育料以外の経費

給食費

2号認定の方は、今まで保育料の中に副食費（おかず、おやつ代）が含まれていましたが、保育料無償化に伴い、主食費と副食費は保護者負担となります。
※年収360万円未満相当の世帯のお子さんや、第3子以降のお子さんは免除されます。

10月以降
1号認定・2号認定
共通



預かり保育（延長保育）

保育が必要と認められた方に限り無償化あるいは補助が出ます。別途申請が必要です。

施設・事業	預かり保育（延長保育）	
	満3歳児	3～5歳児
新制度幼稚園	住民税非課税世帯のみ対象 （上限16,300円/月）	
認定こども園（1号認定のみ）		
旧制度幼稚園		
	上限額（11,300円/月）	